

令和3年3月1日

## 1. 上級申請について

上級審判員審査での書類選考における不合格者を防ぐために、下記事項について各都道府県審判長の責務において確認の上、所属ブロック長へ所定の期限内に提出願いたい。

- (1) (公財) 日本ハンドボール協会公認審判員規程第 6 条に記載されている上級申請の要件の内容を確認すること。
- (2) 吹笛試合数について、同規程第 6 条の (2) と (3) を満たしていること。
- (3) C 級の申請に関しては、申請年度の前年度 (例えば 2018 年 5 月に申請する場合は、2017 年度のこと) に公式試合を担当しておかなければならない。また、申請までに筆記試験に合格しておかなくてはならない。
- (4) 同規定第 6 条の (4) は、級を取得した年から毎年 1 回は講習会・研修会に参加し、公認審判員手帳に同会の講師の捺印を受けていること。
- (5) A、B 級の申請にあたっては申請年度の公認審判員登録証のコピーを添付すること。
- (6) 公認審判員手帳にはペンまたはボールペンで記載すること (鉛筆は不可)。記入例に従い丁寧に記載すること。
- (7) 国際親善試合を担当した場合も掲載すること (全日本大会の吹笛として扱う)。
- (8) 公認審判員手帳が 2 冊に及ぶときは、2 冊目にも写真の貼付と記載事項の記入を行い、輪ゴムなどで束ねて提出すること。  
記入欄が不足した時は、2 冊目の手帳に記載すること (コピー等による増刷は不可)。
- (9) 転籍 (他都道府県に転出) したときは、移った都道府県協会へ速やかに届けること。
- (10) 上級審判を申請するときの基準大会
  - ① 全国大会として扱う大会
    - 1) 日本選手権大会・国民体育大会・ジャパンオープン大会・JOC カップ大会・全国高校選抜大会・春の全国中学生大会・全国中学生クラブカップ、全国小学生大会、日本リーグ、日本リーグプレーオフ、日本リーグチャレンジディビジョン (ただし、準決勝、決勝リーグ以上)、全日本社会人選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高校総体、全国中学校大会
    - 2) 上級申請のために特別に全国大会として扱う大会  
東・西クラブ選手権大会 (平成 30 年度までの)、東・西学生選手権大会

## ② ブロック大会として扱う大会

上記全国大会のブロック予選大会、社会人チャレンジ大会、日本リーグチャレンジディビジョン、全国高専大会

※ 高専のブロック予選大会は都道府県大会として扱う。

※ 各地区学生リーグ戦（関東、関西、東海等）はブロック大会として認める。

## ③ 公式大会として扱わない大会

医科歯科大学・国公立大会および私学大会（大学・高校・中学）・各地区で行われているプライベート大会や親善大会

## 2. 体力テストの実施

A・B級審査会においては、実技試験と筆記試験に加えて、体力テストを取り入れている。体力テストについてはシャトルランテストを実施する。また、全国大会を担当するレフェリーにも体力テストを実施する場合もある（全日本大会審判員研修会や日本リーグ審判員選考研修会のときなど）。

## 3. 審判員講習会・研修会の実施の報告について

各ブロック協会および各都道府県協会は、前年度末または年度初めに当該年度の伝達講習会を開催しなければならない。また、年度途中にも講習会・研修会を開催することができる。これらの開催にあたり、以下の要件を満たさなければ、講習会・研修会を受講したとみなされない。

- (1) 各ブロック協会は、管轄下の各都道府県協会や各連盟で開催を予定している当該年度の講習会・研修会で講師を務める者（予定者も含む）の一覧表（氏名・年齢・役職を記入）を作成する。
- (2) 各ブロック協会・各ブロック連盟が講習会・研修会を開催した場合、その受講者一覧表（各受講者が直筆で氏名・所属する都道府県協会名を記入）を作成し、開催後 2 週間以内にブロック審判長宛に送付する。
- (3) 各都道府県審判長、(1) で届け出た者、および本協会審判委員会で認めた者が講習会・研修会で講師を務めた場合、その受講者一覧表（各受講者が直筆で氏名・所属する都道府県協会名を記入）を作成し、開催後 2 週間以内にブロック審判長宛に送付する。

**【以下令和3年3月1日新設】**

4. 令和3年度確認事項及び令和3年度以降に向けての検討事項

(1) 令和3年度審査会におけるA級受検者のサポート

A級受検者のペアがすでにA級を取得している場合、受検者のサポートをするために希望があればペアを組むことができる。但し、競技運営上等、許可できない場合がある。申請をして、許可を得たものがサポートできる。

(2) 令和6年度に向けて、A・B級受検の年齢制限及びB級取得からの受検間隔

A級受検の年齢制限を45歳までとする。B級取得からの間隔を5年とする（B級取得からの受験資格2年を含む）。

B級受検の年齢制限を40歳までとする。

但し、継続受検及び特別な事情がある場合は、これを除く。